

水と緑とふれあいのまち東久留米

東久留米市第4次長期総合計画の策定が始まります

策定方針を定めました

市のまちづくりの基本方針

である第3次長期総合計画は22年度で計画期間が終了します。23年度から10年間を計画期間とする次期の第4次長期総合計画策定の基本的な考え

方や進め方を示した策定方針を定めました。市の目指す将来像を作る作業が本格的に



始まります。市民の皆さんと共に、計画づくりに取り組んでいきます。

策定方針は、市政情報コーナー（市役所2階）と企画調整課（市役所4階）また10月15日（水）からは市ホームページでも閲覧できます。今後

19年度から行われている税源移譲の影響により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。このような場合には、税源移譲後の税負担が移

住宅ローン控除を受けられる方へ

住宅ローン控除を受けられる方へ

第4次長期総合計画に市民の皆さんの声を反映するため、長期総合計画基本構想審議会委員を募集します。基本構想は、長期総合計画の柱になる市の理念を定めるものです。審議会の委員総数は15人で、市議会議員、学識経験者、公

【募集人数】2人
【応募資格】市内在住・在学・在勤の18歳以上で、会議に出席できる方（市のほかの付属機関の委員になっていない方）
会議は月1回、平日の夜間に2時間程度を予定
【任期】21年1月～22年8月

は作業の進展に伴い、随時広報紙や市ホームページなどで策定状況をお知らせしていく予定です。

基本構想審議会の委員を募集します

共的団体の代表者と共に、市の現状や課題、将来像について審議していただきます。

企画調整課メールアドレス

kikakuchosei@city.higashikurume.ne.jp

地域防災計画修正案パブリックコメントを募集

防災防犯課では、東久留米市地域防災計画の修正案をまとめました。この計画内容について、市民の皆さんからご意見を頂きたく、パブリックコメント（意見公募）を実施します。皆さんのご意見をお待ちしています。

【地域防災計画修正案の閲覧期間】10月20日（月）～11月5日（水）

【閲覧場所】防災防犯課・市政情報コーナー（いずれも市役所2階）各図書館

なお、10月20日（月）からは市ホームページでもご覧になれます。

【パブリックコメントの提出方法】11月5日（水）までに（消印有効）「地域防災計画修正案」住所氏名年代（例＝20代）ご意見を記入し、〒203-8555、市役所防災防犯課あて郵送、電子メールまたはファクス（470・7807）で提出を（電話での受け付けはできません）

頂いたご意見は、同修正案の参考意見として検討させていただきます。その後要約し、個人情報に関する事項を除いた上で、広報紙や市ホームページで公表する予定です。なお、個々への回答は行わず、提出された書類は返却しませんので、ご了承ください。

詳しくは同課防災防犯係 ☎470・7769へ。

防災防犯課メールアドレス

bosaibohan@city.higashikurume.lg.jp

（予定）

【報酬】市条例の規定により支給
申し込みは11月13日（木）までに（消印有効）氏名・住所・年齢・職業・電話番号を記載した書類、小論文「これからの市政に望むもの」（1200字程度）を、〒203-8555、市役所企画調整課あて郵送、電子メール、ファクス（470・7804）または直接同課（市役所4階）へ持参してください。

【募集人数】2人
【応募資格】市内在住・在学・在勤の18歳以上で、会議に出席できる方（市のほかの付属機関の委員になっていない方）
会議は月1回、平日の夜間に2時間程度を予定
【任期】21年1月～22年8月

【募集人数】2人
【応募資格】市内在住・在学・在勤の18歳以上で、会議に出席できる方（市のほかの付属機関の委員になっていない方）
会議は月1回、平日の夜間に2時間程度を予定
【任期】21年1月～22年8月

【募集人数】2人
【応募資格】市内在住・在学・在勤の18歳以上で、会議に出席できる方（市のほかの付属機関の委員になっていない方）
会議は月1回、平日の夜間に2時間程度を予定
【任期】21年1月～22年8月

【募集人数】2人
【応募資格】市内在住・在学・在勤の18歳以上で、会議に出席できる方（市のほかの付属機関の委員になっていない方）
会議は月1回、平日の夜間に2時間程度を予定
【任期】21年1月～22年8月

【募集人数】2人
【応募資格】市内在住・在学・在勤の18歳以上で、会議に出席できる方（市のほかの付属機関の委員になっていない方）
会議は月1回、平日の夜間に2時間程度を予定
【任期】21年1月～22年8月

夜間・休日納税相談窓口を開設

相談の場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。介護保険料は納付書を持参していただければ領収します。納税証明の発行はできません。

夜間納税相談窓口

【日時】10月22日（水）・23日（木）のいずれも午後8時半まで

休日納税相談窓口

【日時】10月25日（土）・26日（日）のいずれも午前9時～午後4時

市・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料等の納め忘れはありませんか。仕事などで平日の相談が困難な方は、ぜひこの機会をご利用ください。

【会場】夜間・休日のいずれも納税課（市役所2階）
詳しくは同課 ☎470・7730へ。

借入金等特別税額控除申告書（第55号の3様式）昨年申告した方には21年1月中旬に発送（源泉徴収票（給与支払報告書）原本 確定申告される方）確定申告書 市民税・

都民税住宅借入金等特別税額控除申告書（第55号の4様式）昨年申告した方には21年1月中旬に発送（源泉徴収票（給与支払報告書）原本 確定申告される方）確定申告書 市民税・

【開設日時】10月24日（金）午後1時半～4時
【開設場所】市役所1階屋内ひろば
【相談内容】年金、保険、福祉、道路、郵便、旅客運輸関係など
【行政相談委員】小山正勝氏 ☎471・3955、篠宮松美氏 ☎465・1839、岡部佳子氏 ☎474・0379
このほか、総務（東京行政評価事務所）「行政苦情110番」 ☎0570・090110（ファクス03・5331・1761 東京総合行政相談所（西武百貨店池袋店7階 休業日を除く毎日） ☎03・3987・0229でも相談を受け付けます。
詳しくは生活文化課人権・市民相談担当 ☎470・7738へ。

10月24日（金）特設行政相談所を開設

10月20日（月）～26日（日）は行政相談週間です。市では、同週間中、行政相談制度を広く皆さんに利用していただくため、行政相談委員が行政相談所を開設します。国の仕事等について、説明に納得できない「処理が間違っている」などの苦情や要望を受け付けます。ぜひご利用ください。

不動産公売を実施します

市では、市税滞納者の財産の差し押さえを行っています。滞納処分として差し押さえた不動産は、滞納市税に充当するため、入札による売却（公売）を行います。今回の不動産公売は、都と合同で行い、近隣市である新座市の物件を予定しています。買い受ける希望される方は、不動産公売に関しては納税課 ☎470・

7730へお問い合わせください。10月15日（水）からの市ホームページをご覧ください。なお、自主納付等により公売が中止になる場合がありますので、買い受ける希望される方は事前に同課へお問い合わせ

公売物件	
売却区分番号	G4304号
物件所在地	埼玉県新座市栗原六丁目141番地9
財産の名称等	宅地 202.90㎡（登記簿上） 現況、宅地 ほか、私道持ち分あり。 共同住宅 1階115.93㎡ 2階115.93㎡ 3階 92.74㎡ 4階 69.56㎡ （登記簿上）
見積価額	2,160万円
公売保証金	216万円

納税にご協力を

10月31日（金）は、市・都民税第3期、国民健康保険税第4期、後期高齢者医療保険料第4期の納期限です。最寄りの金融機関・郵便局でお納めください。詳しくは納税課 ☎470・7729へ。

さいわい福祉センター 障害者自立支援法に基づいた新しい福祉サービスに移行します

18年4月に障害者自立支援法が施行され、障害福祉サービスの内容が大きく見直されました。この法に基づき、地域の福祉作業所もこの数年間で新しい福祉サービス（新体系事業）に徐々に移行していきます。

さいわい福祉センターでは、今まで実施してきた知的障害者サービス事業と知的障害者通所訓練事業が、10月1日から障害者自立支援法に基づき新体系事業に移行しました。移行に際しては、従来と同様のサービス内容を提供できるように配慮しています。なお、いつでも法や市の定めに基づき、利用者が負担がかります。

生活介護（知的障害者サービス）から移行する「知的障害者通所訓練から移行」は、創作的活動・生産活動の機会を提供しながら日中活動を支援し、地域との交流等を促進します。

なお、機能訓練、入浴サービス、ショートステイ、日中一時支援、講座、講習会等は従来通り実施していきます。今後も、同センターでは、障害のある方やご家族が安心して地域生活が送れるように相談・支援事業の充実を目指してまいります。

詳しくは障害福祉課 ☎470・7747または同センター ☎477・2711（ファクス477・2750）へ。

アに必要な方の利用となります。

就労移行支援（知的障害者通所訓練から移行）は、一般就労を希望し、適性に合った職場への就労等が見込まれる方に、生産活動等を通じて知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

地域活動支援センター（知的障害者通所訓練から移行）は、創作的活動・生産活動の機会を提供しながら日中活動を支援し、地域との交流等を促進します。

なお、機能訓練、入浴サービス、ショートステイ、日中一時支援、講座、講習会等は従来通り実施していきます。今後も、同センターでは、障害のある方やご家族が安心して地域生活が送れるように相談・支援事業の充実を目指してまいります。

詳しくは障害福祉課 ☎470・7747または同センター ☎477・2711（ファクス477・2750）へ。